８こ第１８８９号
令和８年８月27日

一般社団法人福島県医師会長
福島県産婦人科医会長
日本産科婦人科学会福島県支部長　　様
公益社団法人福島県看護協会長
一般社団法人福島県助産師会長

福島県こども未来局長
（　公　印　省　略　）

福島県不育症検査費用助成事業実施要綱の一部改正について（通知）

このことについて、別紙のとおり福島県不育症検査費用助成事業実施要綱を一部改正しましたのでお知らせします。

記

１　改正の理由

令和８年６月４日付こ成母第490号発こども家庭庁成育局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」により、不育症検査費用助成事業の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

２　改正の概要

（１）助成対象となる検査の追加

・流死産検体を用いた遺伝子検査２（流死産絨毛・胎児組織ＮＧＳ染色体検査）（令和８年４月30日厚生労働省告示第206号）

３　適用年月日

令和８年５月１日

（事務担当　子育て支援課　主事　宍戸　電話024-521-8205）